4　バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度															
設備の名称															
設備を設置した工場等の名称															
設備を設置した工場等の所在地	〒														
運転開始年月日															
設備容量(kW)															
設計効率(発電端・HHV)(%)															
燃料種ごとの基本情報(①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))															
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)															
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)															
設備に投入したエネルギー量(GJ)															
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)															
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)															
月別バイオマス燃料熱量構成比(%)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月														
	5月														
	6月														
	7月														
	8月														
	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
	平均														

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するバイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成28年度以降に運転開始したもののみ記入すること。

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表3の「設計効率」の欄又は様式第11の特定－第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「月別実績効率」の「平均」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

4　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料を使用する場合の実績効率を記入すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

○環境省令第五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

環境大臣　大塚　珠代

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号イ中「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「生じたもの」の下に（ばいじんを除く。）を加え、同号ロ中「山梨県」の下に「、福島県」を加え、「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加える。

第三十条第二号を削り、同条第三号イ中「係る終末処理場」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「焼却をしたものに限り、ロに掲げるものを除く。」に改め、同号ロ中「係る終末処理場」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「に限り、イに掲げるものを除く。」を「に限る。」に改め、同号ハを削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、「生じたもの」の下に（ばいじんを除く。）を加え、同号ロ中「山梨県」の下に「、福島県」を加え、「焼却施設」の下に「（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条第二号及び第三十条第二号から第五号までに規定する廃棄物であって、平成二十三年十二月三十一日以前に生じたものについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二十三条第一項及び第二項に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物とみなして放射性物質汚染対処特措法第二十三条及び第二十四条の規定を適用する。

第三条　この省令の施行前に処分されたこの省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条に規定する廃棄物についての放射性物質汚染対処特措法第二十四条の規定による処理施設等の維持管理の基準については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。